確定申告のお知らせ

■問い合わせ先 栃木税務署 **☎**0282(22)0885(自動音声案内)

確定申告の期間

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税 平成30年分の贈与税の申告と納税

2月18日(月)~3月15日金 2月1日金~3月15日金

平成30年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税 4月1日 同まで

※税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書 便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成30年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び申告書の受付を下記のとおり行います。

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
場所	「栃木商工会議所大ホール」	栃木市片柳町2丁目1番46号
開設期間	2月18日(月)~3月15日(金)	2月18日(月)~3月12日(火)
受付時間	午前9時~午後4時	

■注意事項

- 土・日曜日は開設しておりません。
- 開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
- 申告会場では現金納付の窓口業務は行っておりませんのでご了承ください。
- 栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。
- 申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

確定申告書は確定申告書等作成コーナーで作成できます!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」 をご利用いただくと<u>自宅等で確定申告書が作成できます</u>ので、書面で印刷して送付またはe-Taxで送信 (事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

国税庁ホームページ III https://www.nta.go.jp/

医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間の保存が必要です。

提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます (例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書 の添付または提示によることもできます。

確定申告に便利な利用者識別番号等を 取得しましょう

1月からe-Tax利用手続が簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、利用者識別番号とパスワードを入力するだけでe-Taxで確定申告ができるようになります。利用者識別番号・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライタをお持ちでなくても、ご自宅等からパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができ大変便利です。利用者識別番号・パスワードは税務署において発行を受けられますので、是非取得してください。

なお、市の申告受付会場で申告をされる場合、平成30年分の確定申告から利用者識別番号が必要となります。利用者識別番号をすでに取得されている方は、税務署から送付される「確定申告のお知らせハガキ」や「利用者識別番号等の通知書」をお持ちください。取得されていない方は、市の申告受付会場で利用者識別番号を取得することになります。